

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、「仕組みを変えれば、世界はもっと良くなる」という企業ビジョンに基づき、社会の公器としてステークホルダーの責任と期待に応え、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するために、コーポレート・ガバナンス体制の強化を最重要課題の一つとして認識しており、その強化及び充実に取り組んでおります。

当社グループがコーポレート・ガバナンス体制において重視することは以下のとおりです。

- ・企業ビジョンに基づいた経営の意思決定と実行を担保し、またリードしていくための経営意思決定機関を構築すること。その際には、企業倫理や道徳といった観点も勘案し、社会の公器として経営の意思決定を行っていくこと。
- ・形式的な体制ではない、実質的に機能するコーポレート・ガバナンス体制を構築すること。実態として機能させ続けるために、定期的にガバナンス体制全般について評価を行い、企業の実態に応じて随時見直し、改善を図ることで、現在-未来志向のコーポレート・ガバナンス体制を整備し続けること。
- ・株主や従業員のみならず、当社が変革に取り組む各産業のステークホルダー(顧客やサプライヤー、業界関係者等)に対する責務も果たしていくこと。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【対象コード】

当社は、コーポレートガバナンス・コードに制定されている原則について、すべて実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4. 政策保有株式】

(政策保有株式に関する方針及び保有適否に関する検証内容)

当社は、政策保有株式について、事業戦略、取引先との事業上の関係の構築・維持・強化を総合的に勘案し、中長期の当社企業価値向上に資するもののみを保有する方針とし、定期的に、個別銘柄に対する検証を行っております。

具体的には、各年度末時点において、保有目的が純投資以外である有価証券について、期末時価等を基準とした保有金額、取得価額、保有株数及び保有割合、取得後の状況等を一覧化し、保有目的を直近の当社事業方針に照らして「当社事業における領域拡張」、「当社事業におけるパートナーとの関係強化」、「新規事業領域策定の為の探索・ラーニング」に分類した上で、個別銘柄ごとに今後の保有方針を決定し、当該方針を取締役会において決議しております。

直近の検証では、2025年8月開催の当社取締役会において、個別銘柄毎に保有目的に合致しているか等を検証し、保有の妥当性が認められない株式については縮減を進めること、また、それ以外の株式については継続保有する方針といたしました。

(政策保有株式に係る適切な議決権行使を確保するための基準)

当社は、政策保有株式に係る議決権行使について、発行会社において健全な経営ガバナンス体制が担保されていることを前提として、当社の保有目的との適合性を精査した上で、判断します。

【原則1-7. 関連当事者間の取引】

当社は、関連当事者との取引について当社及び株主共同の利益を害することのないよう、取引の合理性、必要性及び取引条件の妥当性を担保するための社内細則を定めております。

具体的には、定期的な関連当事者リストの更新、取引担当部門における妥当性の検討、事業年度毎の取締役会への報告等を定めており、取締役会の監視の下、適切に取引が行われる体制を整備しております。

また、取締役による利益相反取引及び競業取引については、取締役会の承認を要することとしています。

【補充原則2-4. 中核人材の登用等における多様性の確保】

(多様性の確保についての考え方)

当社は、継続的な事業成長及び多様な価値の創出を実現していく上で、人材を重要な経営課題の一つとして認識しており、人的資本の価値最大化を図ることで中長期の企業価値の向上を実現していきたいと考えています。重要課題の一つとして「多様な人材の採用と活躍推進」を掲げており、人事組織ポリシーに基づき、多様な価値を創造し続ける組織に向けて多様な人材の採用や配置を行い、従業員の特性や能力が最大限に発揮される職場環境の構築や人材育成に取り組んでおります。

(多様性の確保に向けた自主的かつ測定可能な目標とその状況)

当社は、ダイバーシティ推進に一層積極的に取り組むため、「女性管理職比率」の目標を設定し、その進捗状況については、当社ウェブサイト(<https://corp.raksul.com/esg/>)において開示しております。

外国籍比率及びその管理職比率等については、海外開発拠点の現地人材の採用を積極的に実施していますが、日本国内における外国籍従業員を含めた組織としての考え方や目指す姿、測定可能な目標等を定義中であります。

中途採用者比率及びその管理職比率については、創業以来、多様な人材を採用・登用してきた背景があり、既に十分な水準にあるものと認識し、具体的な目標設定をしておりません。

(多様性の確保に向けた人材育成方針と社内環境整備方針とその状況)

上記マテリアリティの解決に向けた、人材育成と社内環境整備の方針とその実施状況については、当社ウェブサイト(<https://corp.raksul.com/esg/>)において開示しております。

【原則2-6. 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、企業年金制度を採用しておりません。

【原則3-1. 情報開示の充実】

() 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社グループは、「仕組みを変えれば、世界はもっと良くなる」という企業ビジョンの下、デジタル化が進んでいない伝統的な業界にインターネットを用いて新しい仕組みを創り、既存のビジネス慣習を変えていくことで事業を展開しております。

その主たる事業は、印刷・集客支援のプラットフォームの「ラクスル」、テレビCM・動画広告のプラットフォームの「ノバセル」であります。中長期的な方向性としては、当社の主要事業であるBtoB向けEC事業を軸に、既存アセットを活用し、ソフトウェアやファイナンス領域におけるサービスを提供していくことにより、End-to-Endで中小企業の経営課題を解決するテクノロジープラットフォームを運営してまいります。

() コーポレートガバナンス・コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
本報告書の「1. 基本的な考え方」をご参照ください。

() 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

取締役の報酬については、後述の「取締役報酬関係」「報酬額又はその算定方法の決定方針」に記載のとおりであります。

() 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

取締役・監査役候補者の指名を行うに当たり、当社の経営ビジョン及び企業文化に対する深い理解と共感があること、意思決定及びガバナンスに対して十分な貢献ができる時間的・精神的なゆとりがあること、当社の持続的成長及び企業価値の向上に資する専門的知見と多様な経験等を有する候補者を選任・指名する方針としています。手続としては、まずは任意委員会である指名委員会において「取締役候補の選任指名及び解任の方針」における具体的な選任基準に照らして候補者案を策定し、取締役会における議論及び承認を経た上で、株主総会で選任しております。また、監査等委員である取締役については取締役会への上程前に、監査等委員会の同意を得るものとしております。

() 取締役会が上記()を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明
取締役の選任理由は、選任時の「株主総会招集ご通知」に個人別に記載しております。

【原則3-1 . サステナビリティについての取組み、人的資本、知的財産への投資】

(サステナビリティについての取組み)

当社は、創業より「仕組みを変えれば、世界はもっと良くなる」というビジョンに基づく事業活動そのものが、持続可能な社会の実現に資するものと考えております。社会課題に向かい合い、ステークホルダーと共に社会構造を変革していくことでより良い社会を実現し、しいては自らの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上につながるものと考え、サステナビリティの実現に向けた活動に取り組んでおります。サステナビリティへの取組みを推進するため、代表取締役社長を委員長としたサステナビリティ委員会を設置し、サステナビリティに関する方針や考え方の整備、サステナビリティ推進体制の構築、取組み状況のモニタリングを行っています。サステナビリティ委員会で検討、協議された方針や課題において、特に重要な事項については取締役会に報告され、決定いたします。当社のサステナビリティの考え方や方針、取組みの詳細については当社ウェブサイト(<http://corp.raksul.com/esg/>)及び統合報告書(<https://corp.raksul.com/ir/library/integratedreport/>)等において開示しております。

(人的資本、知的財産への投資等)

上記のサステナビリティ・ESG経営において優先的に取り組むべき重要課題(マテリアリティ)として、「テクノロジーによる既存産業の仕組み革新」、「多様な人材の採用と活躍推進」、「次世代リーダー人材の育成と複利による報酬還元」を掲げており、この中で、人的資本、知的財産への投資に向けた施策を推進しております。

(気候変動に係るリスク及び機会が自社の事業活動や収益等に与える影響)

当社は、中長期的な企業価値の向上ならびに持続可能な社会を実現していく上で、気候変動を重要な経営課題の一つとして認識しており、環境負荷の低減と企業価値の向上との両立を実現していきたいと考えています。環境・気候変動に関する考え方や対応方針は、当社ウェブサイト(<http://corp.raksul.com/esg/>)及び統合報告書(<https://corp.raksul.com/ir/library/integratedreport/>)等において開示しております。また、2021年4月にTCFD提言への賛同を表明しており、2022年よりTCFD提言に基づき、気候変動に関する「リスク」と「機会」が当社の事業活動、経営戦略、財務計画にもたらす影響がより大きいと考えられる事業分野についてシナリオ分析を行っています。TCFD提言への対応については、当社ウェブサイト(<https://corp.raksul.com/esg/environment/tcfd/>)をご参照ください。

【補充原則4-1 . 取締役会からの権限委譲】

当社では、2019年10月の監査等委員会設置会社への移行時の定款変更において、取締役会において決定すべき重要な業務執行につき、取締役会の決議によって、決定の全部又は一部を取締役に委任することができるものとしております。また、執行メンバーによる機動的な意思決定と中長期の事業ポートフォリオ観点での全社最適との両立を図るため、2021年7月期より、取締役社長及び経営会議等の社内会議体への権限委譲と任意委員会を用いたガバナンスの仕組みを導入しております。上記に則り、予算の使用や責任者人事等の執行に関わる意思決定について、取締役会からの権限委譲を実施しております。

【補充原則4-1 . 後継者計画】

当社は、End-to-Endで中小企業の経営課題を解決するテクノロジープラットフォームを通じた持続的成長を実現していくにあたり、最高経営責任者(グループCEO)等を含む経営体制の構築及び、将来に向けた次世代の経営人材の育成に重点を置き、その成長を促すためのガバナンス形態や権限委譲については、取締役会及び任意委員会において、継続的に検討及び検証を行っております。

【原則4-9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、社外取締役となる者の独立性を担保し、もって健全なコーポレート・ガバナンス体制を確立するため、社外取締役の独立性基準を定め、当社ウェブサイト(<https://corp.raksul.com/ir/governance/>)にて開示しております。

【補充原則4-10 . 指名委員会・報酬委員会の独立性に関する考え方・権限・役割】

当社は、取締役会の下に独立社外取締役を主要な構成員とする任意の指名委員会及び報酬委員会を設置しております。各委員会における独立性の考え方・権限・役割等については後述の「2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)」に記載のとおりであります。

【補充原則4-11 . 取締役会の実効性確保のための前提条件】

当社は取締役会を、当社のビジョンの下、多角的かつ健全なリスクテイクを行いつつ非連続な成長を実現するための意思決定機関と位置付けております。従って、取締役会全体として、年齢、専門分野、技能、バックグラウンド等の多様性が確保されることに配慮しております。具体的な取組みとして、任意委員会である指名委員会及び報酬委員会での検討を経た上で、スキル・マトリックスを活用した取締役選任議案の策定を行っており、その内容については株主総会招集通知(https://ssl4.eir-parts.net/doc/4384/ir_material1/261248/00.pdf)にて開示しております。

【補充原則4-11 役員兼任状況】
当社では、取締役がその役割・責務を適切に果たすため、他の上場会社の兼任については当社規程に定める「取締役の兼任・兼業基準」のもと、合理的な範囲にとどめる方針としております。他の上場会社の役員兼任状況は、「株主総会招集ご通知」や「有価証券報告書」等に記載しております。

【補充原則4-11 取締役会の実効性評価】
当社は、取締役会において年1回以上、取締役会全体の運営について振り返りを行っております。
2025年7月期に実施した取締役会の実効性評価の概要は以下のとおりです。
当社は、取締役会としての実効性評価に関し、各取締役への記名型のアンケートを実施し、その結果について取締役会へのフィードバックを実施いたしました。アンケートの主項目である「取締役会の役割・責務」、「取締役会の規模・構成」、「取締役会における審議・運営」、「取締役会等の機関設計・運用」において、概ね適切であると評価の意見が多く、取締役会の実効性は確保されていると判断いたしました。特に、昨年度の課題でもあった「経営戦略の策定に対する議論の量や深度」に対して大幅な改善がみられ、中長期的な観点からの経営資源・資本配分に関する報告が適切に行われ、活発な議論が交わされているという評価となりました。一方で、経営戦略の検証サイクルに関しては、更なる効果的な関与を通じた意思決定機能の向上に改善の余地があるとの意見があり、これらの分析を踏まえ、実効性を更に高めるための取組みを推進してまいります。

【補充原則4-14 トレーニングの方針】
当社は、取締役が自らの役割と責務を十分に果たすべく、各人の判断で必要な知識の習得を基本としておりますが、適宜、コーポレート・ガバナンス、内部統制、コンプライアンス等、当社の持続的成長と企業価値向上に資する研修機会も提供しております。
具体的には、会社を取り巻くステークホルダーの視点を深く理解することを目的とした社外講師を招いてのディスカッション等を行っております。また、新任の役員に対しては当社の事業及び各業務について案内も行っております。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】
当社にとって株主・投資家の皆様は当社の重要なステークホルダーであり、共に当社の企業価値向上を実現するパートナーであるとの認識の下、建設的な対話を促進するために以下の方針を定めております。
(i) 株主との建設的な対話の実現を担う取締役・執行役の指定
当社では、上級執行役員グループCFO管掌の下、IRを推進しております。
(ii) 対話を補助する社内部門の有機的な連絡のための方策
当社はIRを主管する部署が中心となって、株主・投資家の皆様が必要とする情報を開示・提供する体制を構築し、充実した対話が行われるよう努めております。
(iii) 個別面談以外の対話の手段の充実に関する取組み
当社は、決算説明会を定期的に開催しており、また、当社ホームページに決算説明会資料を掲載する等、情報提供の充実に取り組みます。
(iv) 対話において把握された株主の意見・懸念等の経営陣幹部や取締役会への適切・効果的なフィードバックの方策
株主との対話内容はIR活動を行う役員及び担当者間で記録・保管され、意見・懸念の内容に応じて適宜取締役会や経営陣幹部に対して共有されております。
(v) 対話に際してのインサイダー情報の管理に関する方策
当社では、インサイダー情報の管理に関する社内規程を定め、情報流通の制限、役員員への教育を行っております。
また、決算情報の漏洩を防ぎ、かつ情報開示の公平性を確保する観点から沈黙期間を定め、当該期間中の決算・業績見通しに関する質問への回答やコメントを差し控えて頂いております。
() 株主との対話の実施状況等当社は、国内・海外機関投資家との面談について、合理的な範囲で積極的に対応しております。
2025年7月期の活動状況は以下の通りです。
(i) 決算説明会 4回
(ii) 機関投資家・アナリスト等との面談(海外含む)
・国内機関投資家 97件
・海外機関投資家 124件
・証券会社アナリスト 28件

【資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応】

記載内容 更新	取組みの開示(アップデート)
英文開示の有無 更新	有り
アップデート日付 更新	2025年10月24日

該当項目に関する説明 更新

当社では資本コストを意識した上で経営計画や事業戦略を策定しており、中期的な財務ポリシー「Quality Growth(利益とキャッシュフローを伴った成長)」を定め、規律あるBSマネジメントを行うことで事業ポートフォリオ構築と資本効率の両方を追求しています。2024年3月に公表した新中期財務ポリシーでは、2024年7月期～2027年7月期までにCAGR(年平均成長率)が売上総利益で20%、EBITDAで30%の中期的目標を設定しました。各事業において、広告宣伝・マーケティング活動や技術開発の効率性等の指標ガイダンスに沿って投資効率を最大化しつつ、資本効率を意識した連続的M&Aや一部設備投資を通じた成長投資を継続しております。今後、事業進捗に合わせて具体的なROE目標の公表についても継続的に検討します。ROEについては、中長期的に20%以上を目指して改善を続けてまいります。

また、当社は株主還元を適切に行っていくことが重要であると認識しており、剰余金の配当については、内部留保とのバランスを考慮して適切に実施をしていくことを基本方針としております。事業の拡大により継続的なキャッシュフローが創出できるフェーズに至り、成長機会に対する投資を実行しつつも株主還元の開始が可能と判断し、2024年7月期にかかる配当を初配として、剰余金の配当を開始することを決定いたしました。加えて、2024年3月13日に公表いたしました「中期財務ポリシー」並びに「中期的なキャピタルアロケーション」の中で、5年間(2024年7月期～2028年

7月期)で創出するキャッシュの10%(25億円)を下限とし、自己株式取得を主な手段とする株主還元方針を示しております。今後もQuality Growth(利益とキャッシュ・フローを伴った成長)を継続し、利益成長に沿って安定的かつ継続的な株主還元を行う方針であります。

2025年7月期決算説明資料は、当社ホームページ(https://ssl4.eir-parts.net/doc/4384/ir_material_for_fiscal_ym/163433/00.pdf)をご覧ください。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	7,943,400	13.71
松本 恭攝	7,314,750	12.63
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	7,085,400	12.23
MSIP CLIENT SECURITIES	5,955,500	10.28
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	2,041,992	3.52
モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社	1,799,789	3.11
MLI FOR CLIENT GENERAL OMNI NON COLLATERAL NON TREATY - PB	1,631,113	2.82
THE BANK OF NEW YORK 133652	1,448,300	2.50
THE BANK OF NEW YORK 133612	1,419,200	2.45
MORGAN STANLEY & CO. LLC	1,078,702	1.86

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明更新

- 1. 「大株主の状況」は2025年7月末日現在の状況です。
- 2. 株式会社日本カストディ銀行(信託口)の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、6,983千株であります。
- 3. 当社は、自己株式を1,385,168株所有しておりますが、上記大株主から除外しております。
- 4. 持株比率は自己株式(1,385,168株)を発行済株式の総数から控除して算出し、小数点第3位以下を四捨五入しております。
- 5. 2024年8月6日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社及び共同保有者2名が2024年7月31日現在で1,794千株(持株比率合計3.04%)を所有している旨が記載されているものの、当社として2025年7月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、株主名簿上の保有株式数に基づき記載しております。
- 6. 2024年10月7日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、フィデリティ投信株式会社が2024年9月30日現在で4,012千株(持株比率6.80%)を所有している旨が記載されているものの、当社として2025年7月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
- 7. 2025年3月24日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、アセットマネジメントOne株式会社及び共同保有者1名が2025年3月14日現在で4,136千株(持株比率合計6.98%)を所有している旨が記載されているものの、当社として2025年7月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
- 8. 2025年7月4日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、野村アセットマネジメント株式会社及び共同保有者1名が2025年6月30日現在で3,304千株(持株比率合計5.58%)を所有している旨が記載されているものの、当社として2025年7月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
- 9. 2025年6月19日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及び共同保有者1名が2025年6月13日現在で2,303千株(持株比率合計3.89%)を所有している旨が記載されているものの、当社として2025年7月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
- 10. 2025年6月20日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、ペイリー・ギフォード・アンド・カンパニー及び共同保有者1名が2025年6月13日現在で3,477千株(持株比率合計5.87%)を所有している旨が記載されているものの、当社として2025年7月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 プライム
決算期	7月
業種	情報・通信業

直前事業年度末における(連結)従業員数 更新	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数 更新	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	14 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	6 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	6 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
宮内 義彦	他の会社の出身者											
小林 賢治	他の会社の出身者											
村上 由美子	他の会社の出身者											
琴坂 将広	学者											
宇都宮 純子	弁護士											
黒澤 久美子	公認会計士											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等 委員	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
宮内 義彦		○	—	宮内義彦氏は、上場企業における代表取締役としての経験に基づき、当社の経営全般に関する助言が期待でき、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督を行うにふさわしいと判断して社外取締役として選任をお願いするものであります。今後も進化改善を目指す当社のコーポレートガバナンス体制全般につき、大所高所からのご意見を期待しております。同氏は当社株式9,460株を所有しておりますが、それ以外に同氏と当社との間には、人的関係、資本関係、取引関係、その他の利害関係はありません。
小林 賢治		○	—	小林賢治氏は、上場企業における経営者としての経験に基づき、当社の経営全般に関する助言が期待でき、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督を行うにふさわしいと判断して社外取締役として選任をお願いするものであります。今後も上場企業としてのポートフォリオ経営において、攻め・守り両面を意識したガバナンス体制の強化を期待しております。同氏は当社株式12,380株を所有しておりますが、それ以外に同氏と当社との間には、人的関係、資本関係、取引関係、その他の利害関係はありません。
村上 由美子		○	—	村上由美子氏は、国際機関及びグローバルカンパニーにおける経験に基づき、当社の経営全般に関する助言が期待でき、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督を行うにふさわしいと判断して社外取締役として選任をお願いするものであります。当社組織のグローバル化、ポートフォリオ経営に向けた投資家としての視点、及び持続的な成長の前提となるダイバーシティの推進について、当社経営への貢献を期待しております。同氏は当社株式6,820株を所有しておりますが、それ以外に同氏と当社との間には、人的関係、資本関係、取引関係、その他の利害関係はありません。
琴坂 将広	○	○	—	監査等委員である琴坂将広氏は、企業経営及びコンサルティング業務についての豊富な経験及び経営学に関する専門的知見をもとに、当社の経営全般の監視と有効な助言をいただくことで、当社のガバナンス体制強化に資するものと判断して社外取締役の選任をお願いするものであります。今後も、経営戦略・学術研究等の見識に基づき、社会の公器として責任ある経営基盤を確立するためのガバナンスへの貢献を期待しております。同氏は当社株式1,440株を所有しておりますが、それ以外に同氏と当社との間には、人的関係、資本関係、取引関係、その他の利害関係はありません。

宇都宮 純子	○	○	—	監査等委員である宇都宮純子氏は、弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を有するとともに企業法務にも精通しており、当社の経営全般に適宜助言又は提言いただくことで、当社のガバナンス体制強化に資するものと判断して社外取締役として選任をお願いするものであります。今後も、法務・コンプライアンス等の見識に基づき、社会の公器として責任ある経営基盤を確立するためのガバナンスへの貢献を期待しております。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。同氏は当社株式1,440株を所有しておりますが、それ以外に同氏と当社との間には、人的関係、資本関係、取引関係、その他の利害関係はありません。
黒澤 久美子	○	○	——	公認会計士として長年にわたり活躍され、ファイナンス・会計の専門家としての豊富な知識、経験と幅広い見識を有しています。同氏は過去に会社の経営に関与した経験はありませんが、ファイナンス・会計に関する専門知識と豊富な監査経験を当社の経営全般の監査・監督に活かしていただくことで、当社のガバナンス体制強化に資することが期待され、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しております。同氏は当社株式を所有しておらず、それ以外に同氏と当社との間には、人的関係、資本関係、取引関係、その他の利害関係はありません。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性	更新
-------------	----

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	0	0	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	なし
----------------------------	----

現在の体制を採用している理由

事業・組織規模を勘案し、独立した取締役及び使用人の設置はしていません。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会は会計監査人と定期的な意見交換を実施し、会計監査人から監査計画並びに四半期・本決算に関する監査結果について説明を受けるほか、個々の監査に関し懸案事項が生じた場合は、都度意見交換を行います。加えて、内部監査部門とも定期的に情報交換を行い、内部統制システムの整備・確立、リスク評価について意見交換を行います。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名委員会	4	0	1	3	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会	5	0	2	3	0	0	社外取締役

補足説明

上記の指名委員会及び報酬委員会は、【取締役報酬関係】に記載の通り、その構成員の過半数を独立社外取締役とし、主として取締役の選任や報酬の策定を担っております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	6 名
-------------------------	-----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定しております。

また、当社では、法令及び東京証券取引所の定める独立役員制度の考え方に基づいて「社外取締役の独立性判断基準」(<https://corp.raksul.com/ir/governance/>)を策定しており、同基準に準拠して社外取締役の独立性を判断しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入、その他
---------------------------	--------------------

該当項目に関する補足説明 更新

業績向上に対する意欲や士気を高め、中長期的な株式価値の向上を目的として、ストックオプション制度を導入しております。

・代表取締役社長グループCEO

当社ビジョンの実現に向けた非連続な成長の実現に向けて強いリーダーシップを発揮することに期待するとともに、株主との一層の価値共有を進める目的から、事後交付型譲渡制限付株式報酬(RSU)制度を導入しています。

・代表取締役社長グループCEOを除く取締役

株主の皆様と株価変動によるメリット及びデメリットを共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を高めることを目的として、譲渡制限付株式報酬(RS)制度を導入しています。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員、子会社の取締役、その他
-----------------	-----------------------

該当項目に関する補足説明

上記付与対象者のうち、取締役(監査等委員である取締役を除く。)については、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与え、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を高めることを目的として導入しております。監査等委員である取締役については、株主の皆様との利害共有意識を醸成すると共に、企業価値の棄損防止を通じた当社の企業価値の増大へのインセンティブを与え、客観的な立場から業務執行の妥当性を判断するという監督機能を適正に確保する目的で導入しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	一部のものだけ個別開示
-----------------	-------------

有価証券報告書において、役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数を開示しています。また、報酬等が総額1億円以上である者の報酬等の総額もあわせて開示しています。

< 2025年7月期に係る報酬等の総額(百万円) >

役員区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		
		固定報酬	業績連動報酬	株式報酬
取締役 2名 (監査等委員及び社外取締役を除く。)	167	46	-	120
社外役員 7名	62	53	-	9

< 2025年7月期に係る報酬等の総額が1億円以上である者の連結報酬等の総額(百万円) >

氏名	報酬等の総額	報酬等の種類別総額		
		固定報酬	業績連動報酬	株式報酬(非金銭報酬)
取締役 永見 世央	137	38	-	99

(注)「株式報酬」の額は、当事業年度に係る譲渡制限付株式報酬及びRSUの費用計上額となっております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無 **更新**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、2021年3月11日開催の取締役会において、「取締役(監査等委員である取締役を除く。以下、本項において「取締役」という。)の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針」を定め、2023年9月12日開催の取締役会において、その内容を一部改訂しております。

具体的な決定方針については、次のとおりです。

(基本方針)

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。以下同じ)の報酬は、株主との価値共有を進めながら企業業績の継続的な成長と企業価値の持続的な向上を図る中長期的なインセンティブとして有効に機能する報酬体系にするとともに、それらを実現する優秀な人材の確保・維持を可能とし、各取締役に求められる役割・責任の大きさに応じた適正な報酬水準とすることを基本方針として、固定金銭報酬と株式報酬から構成します。2023年度より新たに代表取締役社長グループCEOに就任した永見世央氏については、当社ビジョンである「仕組みを変えれば、世界はもっと良くなる」の実現に向けた非連続な成長の実現のために強いリーダーシップを発揮することを期待して、株式報酬の割合を最大限高く設定します。

(基本報酬の額の決定に関する方針)

固定金銭報酬は、各取締役の職責及び企業業績・中長期的な企業価値構築への貢献に応じて決定します。業務執行取締役については、当社ビジョンの実現に向けた非連続な成長を実現するための意思決定及びその実行面を重視し、非業務執行取締役については、当社ビジョンの実現のため、独立した立場から多角的かつ健全なリスクテイクを担保するモニタリング面(check and balance)を重視します。また、固定金銭報酬は、月額固定金額にて支給します。

(非金銭報酬の内容及び額もしくは数またはその算定方法の決定に関する方針)

(1)代表取締役社長グループCEO

代表取締役社長グループCEOについては、当社ビジョンの実現に向けた非連続な成長の実現に向けて強いリーダーシップを発揮することに期待するとともに、株主との一層の価値共有を進める目的から、事後交付型リストラクテッド・ストック・ユニット(RSU)を付与します。就任初年度から10事業年度の職務執行の対価として、毎年一定の条件を満たした場合に限り当該事業年度にかかる付与分(87,700株以内)の権利が確定し、株式が交付されます。

各事業年度にかかるRSUは、当該事業年度の末日まで継続して代表取締役社長グループCEOに在任することに加え、前年度に対して連結売上総利益が15%超の成長を達成することを業績条件とします。なお、当該業績条件が未達となった事業年度については、これと同視しうる成長が認められるものとして取締役会の決議により正当と認めた場合を除き、RSUは失効し、株式が交付されないものとします。

(2)代表取締役社長グループCEOを除く取締役

代表取締役社長グループCEOを除く取締役については、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与え、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を高めるべく、譲渡制限付株式(RS)を毎年継続的に付与します。付与数の算定にあたっては、前段の考慮要素に加え、当社株価水準を加味して決定し、固定金銭報酬とRSの割合は、決定時点の当社株価を基準とした金銭評価を前提として、概ね2:1とします。各事業年度のRSは、原則として定時株主総会の開催後最初の取締役会までに検討・決定しており、譲渡制限期間は原則として3年間とします。

(取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の方法)

取締役の報酬等に関する手続きの公正性・透明性・客観性を強化し、コーポレート・ガバナンスの充実を図るため、独立社外取締役が過半数を占める任意の報酬委員会を設置しています。取締役の個人別の報酬内容は、報酬委員会での審議を経た上で原案を策定し、取締役会においてその決議を行います。なお、監査等委員である取締役の報酬は、監査等委員会の協議により決定します。

(その他重要な事項)

2023年8月1日に代表取締役社長グループCEOに就任した永見世央氏については、報酬委員会の定める株価条件と業績条件を設定した有償ストック・オプションが公正な対価で割当交付されるほか、当社株式を市場取引により購入させることで、当社の株主価値の創造に向けた強いインセンティブを付与します。なお、については、当社取締役会の決議により、買付資金の全部又は一部を代表取締役社長グループCEOに貸付けるとします。また、取締役(代表取締役社長グループCEOを除く)についても、有償ストック・オプションを発行しております。当該ストック・オプションは、取締役各人が自らの投資判断に基づき引き受けが行われるため、会社法上の報酬には該当しないものの、当社ビジョンの実現に向け

たコーポレート・ガバナンスの確立においては意義があるものと考えております。
() 市場取引により当社株式を購入するための貸付については、当連結会計年度の末日において完了しております。

【社外取締役のサポート体制】

社外役員に対する専従スタッフの配置は行っておりませんが、コーポレート部門において取締役会開催日時や決議事項の事前通知等を行う等、必要に応じサポートを行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)5名(うち社外取締役3名)及び監査等委員である取締役3名(全員非常勤社外取締役)が在任しており、社外取締役全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定しております。また、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は1年、監査等委員である取締役の任期は2年としております。

(a) 取締役会
取締役会は、原則として月1回開催し、必要に応じて臨時でも開催しております。毎月開催される定時取締役会に加え、取締役会は、経営上の意思決定機関として、法令又は定款に定める事項の他、経営方針に関する重要事項を審議・決定するとともに、各取締役の業務執行状況の監督を行っております。

(b) 監査等委員会
監査等委員会は、原則として月1回開催し、必要に応じて臨時でも開催いたします。監査等委員会は、取締役会での活発な議論を通じて現状や会社の課題認識を深めることで監督機能を発揮します。また会計監査人と定期的な意見交換を実施し、会計監査人から監査方針・監査計画並びに四半期・本決算に関する監査結果について説明を受けるほか、個々の監査に関し懸案事項が生じた場合は、都度意見交換を行います。加えて、監査等委員会は内部監査部門とも定期的に情報交換を行い、内部統制システムの整備・確立、リスク評価について意見交換を行います。これら会計監査人や内部監査部門と情報を共有することにより、監査等委員会監査の実効性を高め、必要に応じ是正勧告を行います。

(c) 指名委員会(任意委員会)
指名委員会は、任意委員会の一つとして、取締役の指名に関する客観性と透明性を担保する目的のもと、その構成員の過半数を独立社外取締役として設置しております。主として取締役の選任や業務執行責任者である上級執行役員の選任案の策定を担っており、取締役の選任議案については指名委員会での検討を経て、取締役会にて決議されます。

(d) 報酬委員会(任意委員会)
報酬委員会は、任意委員会の一つとして、取締役の報酬に関する客観性と透明性を担保する目的のもと、その構成員の過半数を独立社外取締役として設置しております。主として、取締役及び業務執行責任者である上級執行役員の報酬体系の設計や各取締役及び上級執行役員の役割・責務に応じた適正な報酬案の策定を担っております。取締役の報酬議案については、報酬委員会での検討を経て、取締役の選任議案と併せて取締役会で決議されます。

(e) 経営会議等
業務執行の重要な意思決定を担う会議体として、社内に経営会議及び各事業セグメント単位等での会議体を設置しております。経営会議は、業務執行責任者である上級執行役員を構成員とし、全社横断の業務執行に関する重要な事項の審議及び決議を行っております。各事業セグメント単位等での会議体は、各事業における重要な業務執行を行うことを目的に各事業セグメント単位等で設置され、経営会議での審議及び決議を経て選任した者を構成員としております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図るため、監査等委員会設置会社を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主の方々が十分な議案の検討時間を確保できるよう、招集通知の発送早期化に努めております。
集中日を回避した株主総会の設定	決算期末が7月となっていることから、毎年10月に定時総会を実施する等、株主の方々が十分に検討し確実に議決権を行使できるような株主総会の開催日を設定しております。また、可能な限り株主とコミュニケーションを図るため、物理的にもアクセスがよく出席しやすい場所を確保するよう努めております。
電磁的方法による議決権の行使	インターネット等による議決権行使を可能としております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	議決権電子行使プラットフォームについては、2019年7月期の定時株主総会から導入しております。

招集通知(要約)の英文での提供	2019年7月期の定時株主総会から、英文の招集通知(要約)を作成し、当社のホームページ(https://corp.raksul.com/en/ir/stock/)に掲載しております。
-----------------	--

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社のホームページ上のIR専用ページにて、公表しております。 URLは、「 https://corp.raksul.com/ir/disclosure/ 」です。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	今後、必要に応じて検討すべき事項として考えております。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	毎四半期、アナリスト・機関投資家・金融機関向けのオンライン説明会を開催し、代表取締役及び上級執行役員グループCFOが業績や経営方針を説明しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	毎四半期、決算説明会での説明内容や質疑応答の英文資料をIR専用ページに掲載しています。毎年数回程度、欧州、米州、アジア等の海外機関投資家との個別面談を行っております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社のホームページ上のIR専用ページ(https://corp.raksul.com/ir/)にて、決算情報、適時開示情報等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	当社ホームページ上の「IRに関するお問い合わせ」より、IR担当者への問い合わせが可能です。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社ウェブサイト(https://corp.raksul.com/esg/)において開示しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社はサステナビリティ・ESGに対する取組みについては、当社ウェブサイト(https://corp.raksul.com/esg/)及び統合報告書(https://corp.raksul.com/ir/library/integratedreport/)において開示しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社ウェブサイト(https://corp.raksul.com/esg/)及び決算説明会等により、ステークホルダーに対する積極的な情報開示を行う方針であります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、経営の適正性の確保、透明性の向上及びコンプライアンス遵守の経営を徹底するため、コーポレート・ガバナンス体制の強化に努めております。また、取締役会において「内部統制システムに関する基本方針」を定めております。

- 取締役及び使用人の職務の執行が法令又は定款に適合することを確保するための体制
 - 当社の役職員が法令及び定款を遵守し、倫理を尊重する行動ができるように、「コンプライアンス規程」を定める。
 - 当社のコンプライアンスに係る内部通報窓口を利用して、役職員の法令違反につき通報できる体制をとり、コンプライアンス体制の機能状態をモニタリングする。
 - 取締役会は、法令及び定款等の遵守のための体制を含む「内部統制システムに関する基本方針」を決定し、その実施状況を監督するとともに、適宜、基本方針の見直しを行う。
 - 監査等委員会は、内部統制システムの整備と実施状況を含め、業務執行状況の調査を行い、独立した立場から取締役の職務執行の監査を行う。
 - 代表取締役社長直轄の内部監査部門を設置し、「内部監査規程」及び年次の内部監査計画に基づき、各部門について内部統制システムの有効性を含めた内部監査を実施し、監査結果は定期的に代表取締役社長に報告するとともに、監査等委員会に対しても内部監査の状況を報告する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会議事録、取締役会議事録等の法定文書のほか重要な職務執行に係る情報が記載された文書(電磁的記録を含む。以下同。)を関連資

料とともに「文書管理規程」その他の社内規程の定めるところに従って適切に保存し、管理する。取締役は、取締役の職務執行を監督・監査するために必要とするときは、これらの文書をいつでも閲覧できるものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社のリスク管理を体系的に定める「リスク管理規程」を定め、同規程に基づくリスク管理体制の構築及び運用を行う。
- (2) リスク管理業務の主管部署はリスクマネジメントの状況を定期的に取締役会に報告し、網羅的かつ総括的な管理を行う。
- (3) 大規模な事故、災害、不祥事等が発生した場合には、代表取締役社長を長とし危機対応の体制をとると同時に迅速に行動し、損害及びその拡大を防止する。

4. 当社及びその子会社からなる企業集団（以下「当社グループ」という。）における業務の適正を確保するための体制

(1) 子会社管理・報告体制

当社は、「関係会社管理規程」を定め、子会社が効率的にその経営目的を達成できるよう管理及び支援を行う。子会社の経営上の重要事項に関しては、子会社の事業内容・規模等を考慮の上、原則として、当社の事前承認を要する事項や当社への報告を要する事項を取り決める。

(2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、子会社の事業内容・規模等を考慮の上、リスクカテゴリー毎に当社グループ全体のリスクを管理する。また、管理体制の有効性につき定期的にレビューする。

(3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、連結子会社を有する場合には連結ベースにて経営計画を策定し、当該経営計画の達成のため子会社の経営指導にあたりるとともに、当社よりグループファイナンス等の機能の提供を通じた支援を実施する。

(4) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンス体制の整備につき「コンプライアンス規程」を定め、当該事項の実施状況につき定期的なモニタリング・レビューを実施するとともに、必要に応じて子会社における教育・研修を実施し、グループ全体のコンプライアンスの徹底に努める。また、必要に応じて、子会社の業務活動も内部監査部門による内部監査の対象とする。

5. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 当社は、取締役の職務執行を効率的に行うために、取締役会は月1回の定時開催に加え、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、迅速かつ適正な決定を行う。また、その決定に基づく職務執行にあたっては、効率的な業務執行を行うものとする。

(2) 取締役の職務執行を効率的に行うことを確保する体制として、取締役会の他、随時に経営会議を開催し、「職務権限表」に定められた金額範囲において経営方針や事業戦略を決定するものとする。

6. 監査等委員会がその職務の補助をすべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会がその職務を補助する使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査等委員会と協議の上、監査等委員会を補助すべき使用人を置く（監査等委員会を補助すべき取締役は置かない。）。なお、使用人の任命、異動、評価及び指揮命令権等は、監査等委員会の事前の同意を得るものとし、当該使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性と指示の実効性を確保するものとする。

7. 取締役及び使用人等（当社グループに所属する者を含む。）が、監査等委員会に報告をするための体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱を受けないことを確保するための体制

(1) 取締役及び使用人等は、業務又は業績に影響を与える重要な事項につき、その内容や業務執行の状況及び結果について遅滞なく監査等委員会に報告する。また、監査等委員会は必要に応じて、取締役及び使用人等に対し、適宜報告を求めることができるものとする。

(2) 内部通報制度を整備するとともに、通報をしたことによる不利益な扱いを受けないことを「内部通報規程」に明記し、周知徹底する。

8. その他当社監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 監査等委員会は、代表取締役社長と定期的に会合をもち、経営方針、会社の対処すべき課題、会社を取り巻くリスクの他、監査の環境整備の状況、監査上の重要問題等について意見を交換する。

(2) 監査等委員会は、企業全体の監査状況を把握し課題を検討するため、定期的に意見交換を行う。

(3) 内部監査部門は、監査等委員会との情報交換を含め連携を密なものとする。

(4) 監査等委員会は、監査計画を実行するための予算を確保する。監査等委員会がその職務執行につき、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用が当該監査等委員の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかにその費用を支出する。

9. 財務報告の信頼性を確保するための体制

代表取締役社長は財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく、有効かつ適切な内部統制システムを構築する。また、その整備・運用状況について継続的に評価し、必要な措置を行い、実効性のある体制の構築を図る。

10. 反社会的勢力排除に向けた体制

(1) 当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは、社会的責任及び企業防衛等の観点から、断固として対決する旨を、活動方針に定める。

(2) 反社会的勢力からの不当な要求があった際は、警察等の外部専門機関と連携の上、毅然とした態度で臨むものとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とのいかなる関係も排除し、不当要求等に対しては毅然として対応する方針であります。

当社は、「反社会的勢力排除に関する規程」において、公正で健全な経営及び事業活動を行うため、反社会的勢力に関与すること及び利益の供与について防止することを定めております。また、不当要求が生じた場合の対応部署を設けて組織的な対応を行うとともに、警察、弁護士等の外部専門機関との連携を行っております。

その他

1. 買収への対応方針の導入の有無

買収への対応方針の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社のコーポレート・ガバナンス体制及び適時開示手続きに関するフローの模式図を参考資料として添付しております。

